

「公共工事設計単価」の改定に伴う特例措置について

【内容】

「公共工事設計単価」の改定（令和7年5月30日）に伴い【対象】に定める工事又は伐採等委託の受注者は、【請負代金額又は業務委託料の変更】に規定する計算式により算出した変更後の請負代金額又は業務委託料への変更協議を、以下の規定に基づき請求することができるものとする。

【対象】

県土整備部、地域交流部及び農林水産部が発注する工事（営繕工事を除く）又は伐採等委託で、令和7年5月30日以降に開札を行うもののうち、令和7年4月30日以前に適用した「公共工事設計単価」により予定価格を積算しているもの。

ただし、伐採等委託には、年間維持管理業務や森林整備委託業務を含む。

【請負代金額又は業務委託料の変更】

変更後の請負代金額又は業務委託料については、次の計算式により算出する。

$$\cdot \text{変更後の請負代金額又は業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：「公共工事設計単価」（令和7年5月30日適用）及び最新の物価資料の掲載単価により積算された予定価格

※見積及び特別調査で決定された単価の見直しは行わない

k ：当初契約の落札率

【協議請求の期限】

契約を行った日の翌日から14日以内（土日及び祝祭日を除く）に請負代金額の変更を請求することができる。

なお、この期限内に請求を行わなかった場合は、請求する権利を放棄したものとみなす。

【協議請求の方法】

打合せ簿により、「1 佐賀県における特例措置の内容」に基づく請負代金額の変更協議を行う。

※打合せ簿による協議を行う日（打合せ簿の日付）の協議の請求期限内とする。